（別紙様式１－１　生産農場登録様式（家きん肉））

事務連絡

　　年　　月　　日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長　殿

都道府県畜産主務課長

ＥＵ等向け家きん肉の生産農場の登録について

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」５（１）の規定に基づき、下記の生産農場よりＥＵ等向け家きん肉の輸出希望がありましたので当該生産農場の登録をお願いします。登録申請にあたり、別紙の要件を満たしていることを確認したことを申告します。なお、生産農場主は、登録後に登録農場の名称、所在地を公表することを承諾していることを申し添えます。

記

生産農場の名称：

生産農場の所在地：

生産農場主氏名：

法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名：

管轄家畜保健衛生所名：

別紙

１　生産農場の飼養衛生管理等に関する要件

1. 飼養衛生管理基準に基づく措置が適切に取られていること。
2. 獣医師が定期的に検査を実施するとともに、以下に掲げる要件が満たされていることを担保していること。

①　ＥＵ等向け輸出家きん肉の由来する家きんは、ＨＰＡＩに対するワクチン接種を受けていないこと。

②　ＥＵ等向け輸出家きん肉の由来する家きんは、日本において生まれ、継続的に飼養された家きん又はＥＵ加盟国から輸入された家きんであること。

③　生産農場が、出荷時に、家畜伝染病予防法に基づく移動制限区域又は搬出制限区域に含まれていないこと。

④　生産農場から半径10キロメートル圏内の農場において、出荷日から起算して過去30日間、ＨＰＡＩ又はＮＤが発生していないこと。

⑤　ＥＵ等向け輸出家きん肉の由来する家きんは、疾病の管理又は根絶を目的として殺処分された家きんではないこと。

⑥　ＥＵ等向け輸出家きん肉の由来する家きんは、ＨＰＡＩ又はＮＤに感染した家きんと接触を防止する方法により食鳥処理場に輸送されていること。

⑦　ＥＵ等向け輸出家きん肉を委員会委任規則第2020/689号に基づくワクチン非接種ＮＤ清浄国へ輸出する場合、ＥＵ等向け輸出家きん肉の由来する家きんは、とさつ日から起算して過去30日間、ＮＤに対する生ワクチンを接種していないこと。

２　生産農場における記録の保持に関する条件

1. 農場においては、飼養衛生管理基準に基づく以下の記録について、３年間保持する体制がとられていること。

①　導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

②　出荷または移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷または移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

③　飼養する家きんの羽数、月齢及び異常の有無並びに異常がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

（別紙様式１－２　生産農場登録番号通知様式（家きん肉））

事務連絡

　　年　　月　　日

都道府県畜産主務課長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ＥＵ等向け家きん肉の生産農場の登録番号の通知

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」５（２）の規定に基づき、下記の生産農場の登録を行いましたので通知します。

記

登録番号：

生産農場の名称：

生産農場の所在地：

生産農場主氏名：

法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名：

管轄家畜保健衛生所名：

（別紙様式１－３　生産農場登録情報変更/取消様式（家きん肉））

事務連絡

　　年　　月　　日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長　殿

都道府県畜産主務課長

ＥＵ等向け家きん肉の生産農場の登録事項の変更（取消）について

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」５（２）の規定に基づき、下記の生産農場から登録内容の変更（取消し）を行いたいとの申請がありましたので、連絡します。なお、生産農場主は、登録事項変更後に登録施設の名称、所在地を公表することを承諾していることを申し添えます。

記

１　登録生産農場

登録番号：

　　　　　　　変更

２　登録を　　　　　　します（いずれかに丸を付ける）。

　　　　　　 取消し

３　登録事項変更の場合

（１）　変更事項

（変更前）

（変更後）

（２）　変更理由